

## たかおかSDG s ロゴマークの商用利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、たかおかSDG s ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を商用で利用する際に必要な事項を定め、もって高岡におけるSDG s の普及啓発や、企業・団体等の主体的な取組みを推進することを目的とする。

### (ロゴの利用に関する権利)

第2条 ロゴの利用に関する一切の権利は、高岡市（以下「市」という。）に属する。

### (利用許諾の申請)

第3条 ロゴを商用で利用しようとする者は、この規程に定める事項を遵守し、あらかじめ高岡市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、たかおかSDG s ロゴマーク利用許諾申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）ロゴを利用する対象物が分かる完成見本又はイメージ（デザインラフ、レイアウト原稿等）

（2）法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの

（3）その他市長が必要と認める書類

### (利用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 市長は、利用許諾を行ったときは、たかおかSDG s ロゴマーク利用許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、ロゴのデザイン統一のため、その他必要があると認めるときは、申請されたデザイン等の修正を求め、又はロゴの利用方法等について条件を付して許諾を行うことができる。

### (利用許諾をしないことができる場合)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当するとき、利用許諾をしないことができる。

（1）法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。

- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
  - (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
  - (4) 特定の個人、法人、団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
  - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものと認められるとき。
  - (6) 申請者が、暴力団員等であることが判明したとき。
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
  - (8) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (9) 高岡における S D G s 推進のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
  - (10) ロゴの著しい変形その他利用が適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、利用許諾をしない場合は、たかおか S D G s ロゴマーク利用不許諾通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

#### （利用許諾の期間）

第 6 条 ロゴの利用許諾の期間は、利用許諾の日から 2 年以内とする。

- 2 前項の期間満了後においても、引き続き利用しようとするときは、改めて第 3 条の規定による利用許諾の申請を行い、利用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 4 条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、利用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続きロゴを利用することができるものとする。

#### （利用上の遵守事項）

第 7 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの利用が第 1 条に規定する目的の範囲内にあることに留意し、その趣旨を損なわないように利用すること。
- (2) 申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 別記たかおか S D G s ロゴマーク利用の手引で定められた色、形状等により正しく利用すること。
- (4) 利用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。なお、市は当該完成品の写真等を告知のため広

報に用いることができるものとする。

(5) 市が行う売上調査その他の照会に応じること。

(6) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更)

第8条 利用者が許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめたかおかSDGsロゴマーク利用変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、利用者へたかおかSDGsロゴマーク変更許諾通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し利用対象物の回収等の措置を求めることができるものとし、利用者は、利用許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から当該利用対象物を利用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反したとき。

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書及び変更申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) 第5条各号いずれかに該当するに至ったとき。

(5) その他ロゴの利用継続が不適當であると認められたとき。

2 市は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者がロゴを自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 利用許諾の申請又は利用の実施に係る経費等の負担は、全て利用者の負担と

し、市は一切の負担を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第 12 条 利用者が利用許諾を受けた対象物を利用したこと、又は利用許諾を取り消されたことに起因し、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負い、市はその損害賠償等について一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合、市は利用者に対してこれによって生じた損害の賠償を求めることができる。

(情報の公開)

第 13 条 市長は、ロゴの適正な管理及び利用促進の観点から、利用許諾及び利用許諾の取消し等の状況について、個人情報保護に関する法令等を遵守した上で、情報を公開することができる。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、高岡市市長政策部チェンジ推進課が行う。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。